

平成28年（ワ）第380号 放送法遵守義務確認等請求事件（第1事件）

平成28年（ワ）第696号 放送法遵守義務確認等請求事件（第2事件）

第1事件原告 宮内正巖

第2事件原告 溝川悠介外44名

被 告 日本放送協会

## 第5回口頭弁論期日における意見陳述書

2017年9月4日

奈良地方裁判所 民事部1B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 山下 悠 太

### 第1 はじめに

原告準備書面（六）での主張のうち、4点について意見を述べます。1点目が受信料の法的性質について、2点目が放送法第4条の二面的性質について、3点目が契約書の記載について、4点目が新たな受信料徴収方法についてです。

### 第2 受信料の法的性質について

まず、第1点目の、受信料の法的性質について述べます。受信料の法的性質については、二つの考え方が対立しています。一つは、受信料を水道代や電気代と同じく、サービスの利用料と捉える考え方です。もう一つの考え方は、受信料はサービスの利用料ではなく、NHKの運営経費を負担する、特殊な負担金と捉える考え方です。被告NHKは、後者の特殊な負担金説に立っています。

しかし、NHKの番組を特に見たくない人までもが、なぜNHKの運営経費を

負担しなければならないのでしょうか。特殊な負担金説は、この点を上手く説明できません。

また、受信料が特殊な負担金であるという考え方には根拠も存在しません。そもそも「特殊な負担金」という言葉は、1964年の臨時放送制度調査会の中で使われた言葉に過ぎません。受信料は特殊な負担金である、と明言する法律もなければ、最高裁判例もないのです。

むしろ、受信料は水道代や電気代と同じく、サービスの利用料と捉えるのが自然です。

### 第3 放送法第4条の二面的性質について

- 1 次に、第2点目の、放送法第4条の二面的性質について述べます。放送法第4条は、「政治的に公平であること」「報道は事実をまげないですること」といった、番組の編集に関するルールを定めています。

そしてNHKは、このルールは倫理的な義務を定めたものに過ぎず、法的な義務を定めたものではない、と主張しています。

しかし、これまでに学者の間でされてきた議論や、放送法を制定する経緯を参照すれば、そのようなNHKの主張が誤っていることは明らかです。

- 2 まず、学者の間でされてきた議論を参照します。

(1) 放送法や電波法の中には、放送法に違反した放送事業者に対しては、総務大臣が業務停止処分や電波停止処分をできる、という規定があります。この規定を素直に読むと、総務大臣が、ある番組内容について「政治的に公平でない」という判断をしさえすれば、その番組を報道した放送事業者に対し、業務停止処分や電波停止処分をすることができることになりそうです。しかし、これでは放送事業者の放送の自由が侵害されてしまいます。放送法第4条が憲法違反ということになってしまいます。

(2) そこで、このような事態を防ぐために、放送法第4条は、国家に対しての

法的義務を定めたものではなく、倫理的義務を定めたものに過ぎない、と議論されるようになったのです。この議論では決して、国民に対しても倫理的義務に過ぎない、などということは論じられていません。

3 また、放送法第1条には、放送法が従うべき原則として、「放送に携わる者の 職責 を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」と定められています。この職責はいったい誰に対する職責なのかが問題になりますが、1948年の法案には、「放送に携わる者の 国民に対する直接の職責 」と明記されています。もちろん、当時の国会でも、放送法第4条が国民に対する倫理的義務に過ぎない、などということは論じられていません。むしろ放送に携わる者は国民に対して直接の職責を負っている、とされているのです。

4 このように、過去の議論からも、「放送法第4条が倫理的義務を定めたものである」、という主張は、国民との関係では妥当しないといえます。

#### 第4 契約書の記載について

第3点目の、契約書の記載について述べます。NHKと視聴者との間で締結される、放送受信契約の契約書には、「放送法、放送受信規約により放送受信契約を締結します。」と記載された項目があり、視聴者はこの項目に○印をつけてNHKに提出することになっています。

このような契約書の体裁からも、NHKは、放送法を遵守する義務を、一人一人の視聴者に対して負っているといえます。

#### 第5 新たな受信料徴収方法について

最後に、第4点目の、新たな受信料徴収方法について述べます。NHK受信料制度等検討委員会では、現在、受信料の支払い率を向上させるため、新たな受信料徴収方法が検討されています。具体的には、電力会社やガス会社などに居住者

情報を照会し、そこで入手した情報を利用して、受信契約締結を求める文書を郵送することで、受信料を徴収するという制度です。

しかし、受信料の支払い率が低下する背景には、NHKの放送内容に対する国民の不信感があるはずです。したがって、NHKはまず、国民の不信感を拭い去るべく、放送法第4条を遵守し、政治的に公平であること、事実をまげないこと、などに徹した放送をしなければなりません。それを怠ったまま、徒に受信料徴収方法を強化することは、抜本的解決とはなりません。

原告らは、NHKが公共放送の原点に立ち帰り、放送法第4条を遵守することを求めます。

以上